

令和4年7月13日

令和4年  
第3回野洲市議会臨時会  
決 議 書

野 洲 市 議 会



決議第3号

栢木進市長に対する辞職勧告決議（案）

上記の議案を提出する。

令和4年7月13日

提出者 野洲市議会議員 益川 教智

賛成者 野洲市議会議員 岩井 智恵子

賛成者 野洲市議会議員 鈴木 市朗

賛成者 野洲市議会議員 橋 俊明

賛成者 野洲市議会議員 山崎 敦志

賛成者 野洲市議会議員 東郷 克己

賛成者 野洲市議会議員 小菅 康子

## 決議第3号

### 栢木進市長に対する辞職勧告決議（案）

栢木市長の職員に対するパワーハラスメントの疑いについて、野洲市ハラスメント対策委員会が設置され、綿密な調査・審議を元に、パワーハラスメントに該当するとの答申がなされた。

この件については、マスコミによる報道直後、有志議員より、市の対応や調査スケジュールについての説明を執行部に求める要望書を提出するなどし、注視してきたところである。

答申においても指摘されているように、パワーハラスメントは、組織にとって秩序が乱れ業務への支障が生じ、貴重な人材の損失につながり、更には社会的評価に悪影響を与えかねない大きな問題である。そして、何よりも個人としての尊厳や人格を不当に傷つけるなど、人権に関わる許されない行為である。「人権尊重のまち」を宣言するこの野洲市において、トップである市長によるパワーハラスメントが認定されたことは、極めて遺憾である。

また、本件が報道された際、市長は、「私はパワーハラスメントとは思っていない」と述べていたが、今回のパワーハラスメントの認定により、市長の人権についての意識が著しく希薄であることが明らかになった。本来人権施策を推進すべき立場の市長による人権侵害であり、市民代表として市政を監視する使命を担う議会として、看過出来ない重大な問題である。

さらに、答申のなかで、湖南メディカル・コンソーシアムについての言及がされている。そこでは、「令和4年1月31日、栢木市長は、福山病院長、病院事務部職員が同席する協議の場において野洲病院が湖南メディカル・コンソーシアムに加入した旨を述べ」たことが認められており、栢木市長は「表明・確約書」の提出により当該法人への加入の認識を有していたもの、と認定されている。

この点において、栢木市長は、第一回定例会最終日に「加入の認識はなかった」旨の答弁訂正を行い、また、第二回定例会の一般質問においても同様の答弁をしている。

この度第三者委員会による、慎重で客観的な調査を元にした答申における認定により、それらの市長の答弁が虚偽であったことが明らかになった。さらに、病院事務部長が正確に答弁を行ったにもかかわらず、あえて、虚偽の答弁による答弁訂正を行い、繰り返し虚偽答弁を重ね、自らの不都合を隠そうとする態度は、極めて悪質である。ましてや、それが市政についての議論を尽くすべき議場において行われたことは遺憾の極みであり、もはや、議会との信頼関係は地に落ちたものと言わざ

るをえない。

また、市長は今回の責任を取るとして3か月間の報酬30%の減額を提案しているが、金額に換算すると約73万円となる。しかし、ハラスメント行為を調査するための第三者委員会の設置費用約168万円の支出がなされるとともに、それに伴う市職員の経費が発生している。さらに、野洲市のイメージの失墜から派生する有形無形の悪影響が予想される。今回の責任を取るということであれば、少なくとも可視化できる経費である約168万円については市長が自ら負担を申し出るべきものであるが、今回の提案はその半分にも満たない。

また、7月6日の記者会見では、どのような事実が認定・評価されたのかということについて説明することを避け、ただ、『ハラスメントとして認定されたことを反省している』という発言に終始するのみであった。真摯に反省し再発を防止しようとするならば、どのような事実がハラスメントと認定されたのか、という検証は避けずには通れないが、上記のような姿勢では、真摯な反省および再発防止は到底望むべくもない。

以上のことから、野洲市議会は、栢木市長について、市長自身の希薄な人権意識により行われたパワーハラスメントが極めて重大な人権侵害行為であること、並びに、議場における繰り返された虚偽答弁により議会との信頼関係が崩壊したこと、さらに、答申後の対応から、人権侵害に対する責任に真摯に向き合っているとは認められないことから、もはや行政の長であり続けることはふさわしくないと考える。

よって、ただちに市長の職を辞すべきであると勧告する。

以上、決議する。

令和4年7月13日

野 洲 市 議 会

令和4年7月13日

# 令和4年第3回野洲市議会

臨時会 決議書関係資料

野洲市議会



(提出理由)

野洲市幹部職員2名から、栢木市長によるパワーハラスメントの疑いについて訴えがあり、野洲市ハラスメント対策委員会が設置され、その調査の結果、ハラスメント行為が認定された。

答申のなかでも指摘されている通り、パワーハラスメントは、組織にとって多くの悪影響を及ぼす恐れがある大きな問題である。そして、何よりも個人としての尊厳や人格を不当に傷つけるなど、人権に関わる決して許されない行為である。

「人権尊重のまち」を宣言する野洲市において、行政の長たる市長によるパワーハラスメントが認定されたことは、極めて遺憾である。今回のパワーハラスメントは、本来人権施策を推進すべき立場にある市長自身の人権意識の希薄さに端を発する人権侵害であり、市政を監視する使命を担う議会として、到底看過できない重大な問題である。

さらに、答申書により、栢木市長の湖南メディカル・コンソーシアムの加入に係る一連の答弁が虚偽であることが明らかになった。この点、市長は第一回定例会最終日において、あえて「加入の認識はなかった」旨の虚偽の答弁訂正を行うとともに、第二回定例会においても、虚偽答弁を繰り返すに至っており、このような、自らにとって不都合な事実を隠すような態度は、極めて悪質である。ましてや、それが市政についての議論を尽くすべき議場において行われたことは遺憾の極みであり、議会との信頼関係は地に落ちたものと言わざるを得ない。

また、市長は今回の責任を取るとして3か月にわたる報酬30%の減額を提案しているが、金額に換算すると約73万円となる。しかし、今回のパワーハラスメントでは、市長自らのハラスメント行為を調査するための第三者委員会の設置費用約168万円の支出がなされるとともに、それに伴う市職員の経費が発生している。さらに、野洲市のイメージの失墜から派生する有形無形の悪影響が予想される。今回のパワーハラスメントの責任を取るということであれば、少なくとも可視化できる経費である第三者委員会の設置費用約168万円については市長が自ら負担を申し出るべきものであるが、今回の提案はその半分にも満たない。

また、6月30日に答申を受けてからようやく開催された7月6日の記者会見の様子がインターネット上にノーカットであげられている。そこでは、どの



ような事実が認定・評価されたのかということについて説明することを避け、ただ、『ハラスメントとして認定されたことを反省している』という発言に終始するのみであった。今回のハラスメント行為について真摯に反省し今後の再発を防止しようとするれば、どのような事実がハラスメントと認定されたのか、という検証は避けては通れないが、上記のような姿勢では、真摯な反省、再発防止は到底望むべくもない。

以上のことから、市政を監視する使命を担う議会として、今回市長が行ったパワーハラスメントが極めて重大な人権侵害行為であること、議場において繰り返された虚偽答弁により議会との信頼関係が崩壊したこと、さらに、市長が提案している責任の取り方や答申後の対応から、ハラスメント行為という人権侵害に対する責任に真摯に向き合っているとは認められないことから、もはや行政の長であり続けることはふさわしくないと考える。よって、ただちに市長の職を辞すべきであると勧告するため、本決議案を提出するものである。